

令和 4 年 4 月 1 日

令和 3 年度 特別の教育課程の実施状況等について

京都府		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
立命館宇治高等学校（外 1 校）	学校法人 立命館	私立

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の 公表ウェブサイト名・URL 等	学校関係者評価結果の 公表ウェブサイト名・URL 等
立命館宇治 高等学校	立命館宇治中学校・高等学校 情報公開 http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/uji/	左記の自己評価の報告を受け、 学校関係者評価委員会で承認。
立命館宇治 中学校	立命館宇治中学校・高等学校 情報公開 http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/uji/	左記の自己評価の報告を受け、 学校関係者評価委員会で承認。

※結果公表に関する情報について、ウェブ上で公開している場合は公開しているウェブページの URL、ファイル名等を記入すること。ウェブ以外で公開している場合は、公開している情報を閲覧できる場所・方法を適宜記入すること。

※必要に応じて行を追加すること。

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

以下の教科において、イマージョン授業を実施している。

- ・高校：地理歴史，公民，数学，理科，芸術，外国語，国際，IBDP
- ・中学：社会，数学，理科，美術，保健体育，外国語，特別の教科 道徳

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本校は、中・高・大の特色ある一貫教育と「国際化・統合と卓越・貢献・情報化」の教育活動に取り組み、2002（平成 14）年度より文部科学省から SELHi 指定を 2 期連続して受け、英語教育とイマージョン授業等を実践するとともに、海外を含む様々な教育課程を有する生徒に対して、日本語や英語、教科教育の補充等の必要な教育を提供してきた。また、2010（平成 22）年度からは国際バカロレア機構より IB World School の認定を受け、複数言語（英語・日本語中心）のコミュニケーション力を基礎に国際的な通用力を持つ基準から教育活動の改善に取り組んでいる。

また、2014（平成 26）年度から 5 年間、スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業

の指定を受けこれまで築き上げてきたグローバル人材育成教育の到達点をさらに高度化し、日本の中等教育および高等教育の質的な転換に貢献した。

2019（平成 31/令和元）年度からは、総合的な探究の時間の研究開発学校指定と SGH 事業を引き継ぎ、ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業（WWL）の拠点校に採択された。イノベーティブなグローバル人材を育成するため、文系・理系を問わず各教科等をバランスよく学ぶ教育課程を編成するとともに、高等学校と国内外の大学、企業や国際機関等が協働して、先進的カリキュラムの研究開発・実践、テーマと関連した高校生国際会議の開催等の、高校生へ高度な学びを提供する体制整備を進めていく。

（3）特例の適用開始日

2018（平成 30）年 4 月 1 日（第 2 期）

（4）取組の期間

2023（令和 5）年 3 月 31 日まで

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

（1）特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

（2）実施状況に関する特記事項

中学で実施予定していたイマージョン授業について、美術、保健体育、特別の教科 道徳について、担当教員を配置することができなかったためイマージョンでの授業を実施することができなかった。

（3）保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- ・実施していない

<特記事項>

高校 IB コース、中学 IP コース、IPS プログラムにおいて、オンラインオープンクラスを実施した。また、WWL 事業においてもハイブリッドでの授業公開ならびに情報提供を行った。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本特例は、海外を含む様々な教育課程を有する生徒に対して柔軟な対応を可能とするのみならず、海外経験のない生徒にも国際社会に通用するグローバル人材の育成に貢献してきた。本校の掲げる「理想とする人間像」を目指し、イマージョン教育を通じて主体的な学習者の育成へとつなげている。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、管理機関である学校法人立命館において確認済である。

5. 課題の改善のための取組の方向性

中学校では、2021（令和 3）年度には IP コースを開設した。社会、数学、理科、外国語でイマージョン授業を実施し、高校 IB コースに接続する中高 6 年一貫のグローバル教育を構築していく。Society5.0 に求められるイノベーティブでクリエイティブな人材輩出に寄与したい。

また、高等学校 IM コースでは、生徒全員が 1 年間の留学を実施するが、コロナ禍での留学スケジュール変更に対応し、イマージョン授業の高度化に向けてのカリキュラムマネジメントを実施する。